

統計から見た女性の労働と生活実態

—女性の貧困に言及しつつ—

室 住 眞麻子

帝塚山学院大学人間科学部心理学科教授

はじめに

はじめまして、帝塚山学院大学人間科学部教員の室住と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。早速ですが、はじめに、本日の講演の内容につきまして説明させていただきます。

私の話は、大きく分けて、2つの内容から構成されています。1つは、今回の連続講座のサブテーマとなっております、「女性の活用」および女性（ウーマン）と経済（エコノミクス）をかけたウーマノミクスに関する検討です。なぜ、日本の首相の安倍さんが国内外で「女性の活用」を強調されているのか。その背景と目的について明らかにしていきたいと考えております。もう1つは、「女性の活用」が声高に主張されているなかで、現実の女性たちの労働と生活の実態はどうなっているのかについて、いくつかの統計から明らかにしていきたいと考えております。

こうした2つの内容は、これまでの2回にわたる講座においてすでに議論されたものであり、皆さんにとりましては重複するかもしれませんが、しばらくの間おつきあい下さいますようお願いいたします。

1. 「女性活用」論にある2つの外生的背景

では、第1点目のウーマノミクス的な「女性活用」に関する検討に入らせていただきます。ご承知のように、安倍さんは、大胆な金融政策と機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」によって円高およびデフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしており、こうした経済政策を指してアベノミクスと称されています。同時に、経済成長戦略の柱の1つとして、「女性の活用」を掲げています。配布させていただきました資料の中の新聞記事をご参照ください（日本経済新聞「首相『女性重視』前面に」2013年9月27日、朝日新聞「女性活躍支援 国連で演説」2013年9月24日）。この2つの新聞記事は、2013年秋に安倍さんがニューヨークを訪問した際に、国連およびニューヨーク証券取引所などで講演した内容（「女性が輝く日本」の実現に向けたアピール）を紹介したものです。このアピールは、主として海外向けのアピールであって、経済的な観点および国際関係の観点が強く打ち出されていると考えられます。

言い換えますと、安倍さんの女性活用のアピールには、2つの外生的な背景が横たわっている

のではないかと考えるわけです。1つは、日本をめぐる国際的な経済状況ともう1つは国連・女子差別撤廃委員会からの強い要請です。こうした論点から、私なりに「女性の活用」論の背景と目的について説明したいというのが、本講座の第1の目的です。

さて、安倍さんの言われる「3本の矢」の1つである金融政策、もっと端的に言えば、金融緩和という政策は、諸外国の金融関係者やマーケット関係者の理解を得ずには、実現不可能な政策です。そのためには、日本経済の堅調な回復をアピールする必要があります。そのアピールの材料が「女性の活用」というわけです。

ウーマノミクスの原型であるGSレポート

じつは、ウーマノミクス的な「女性活用」論にはお手本があります。それは、アメリカのある証券会社（ゴールドマン・サックス証券）が出している日本に関するレポートです。インターネットからダウンロードして入手できる（ゴールドマン・サックス証券の）レポートは、2005年版と2010年版です。2005年版のタイトルは「ウーマノミクス：日本の含み資産」、2010年版は「日本：ポートフォリオ戦略 ウーマノミクス3.0：待ったなし」となっています。本講座では、この2つのレポートから、ウーマノミクス的な「女性活用」論について説明いたします。なお、以下では、このレポートをGSレポートと省略して述べていきます。

さて、GSレポートでは、2つの観点からウーマノミクスを強調しています。1つは、少子高齢化による労働力不足を補充するという観点から発せられた女性労働力の活用です。もう1つは、個人所得をもつ女性、言い換えれば、女性の資金力に注目したウーマノミクスです。

まずは、第1（労働力不足を補充するという）の観点から発せられた女性活用論について説明いたします。GSレポートでは、出生率と海外からの移民動向に変化がないと仮定した上で、国立社会保障・人口問題研究所の統計を用いて、日本の総人口が2005年から2030年までに10%減少し（1億2700万人から1億1500万人）、2055年までには30%減の9000万人に縮小すると予想しています。こうしたなかで、15歳から64歳までの生産年齢人口は半分近くに減少し、65歳以上の高齢者の割合が2倍に拡大すると予想されています。

こうした人口の少子高齢化で不足する労働力不足を補充するものとして、「女性の活用」が強調されているわけです。GSレポートから引用して述べますと、日本の少子高齢化への対応としては、「最も埋もれた資源である女性を有効活用する以外に選択肢はほとんどない」と言い切っています。しかも、日本の女性の就業率が男性並に上昇すれば、「日本のGDP（国内生産高）を最大で15%押し上げる可能性がある」とも述べています。ちなみに、日本の男性の就業率は世界最高水準の80%に達しています。このように、女性の労働力率上昇が国内生産力を増加させ、経済成長率を上向かせるという主張です。

女性の資金力に注目した女性の活用論

続いて、GSレポートの第2の観点の女性の資金力に注目した女性の活用論についてですが、こちらに対しても、2つの側面が主張されています。1つは、消費の側面からです。GSレポートでは、総務省統計局の「全国消費実態調査報告書」のデータを分析して、不景気による個人消費低迷のなかで、「女性の消費支出は相対的に好調」だと判断しています。とくに、単身女性が選好する消費財やサービスが上昇傾向にあると指摘しています。

例えば、住居、光熱・水道、食料、保健医療、その他の消費支出などです。他の消費支出の具体的な内容としましては、理美容サービスや理美容用品、装身具、住宅関連負担費、損害保険などです。そして、女性の消費においては「モノよりもサービスの伸びが高い」ということも指摘しています。

単身女性に限らず、家族のいる有職女性の場合、不況のなかでも社会的体裁を整える必要性から、職場での身だしなみであるとか、仕事と家庭との両立をはかるための、例えば外食、育児・介護、自身の医療保健費などの購入は節約できないというのが実情です。

これまでも日本経済は、女性を消費の担い手と位置づけ、女性たちが生み出す消費需要を不可欠の条件としてきました。ただ、これまでの消費の担い手は、もっぱら主婦を専業とする女性たちでした。例えば、1960年代の高度経済成長のきっかけの1つは、家事労働を省力化させる家電製品（洗濯機、冷蔵庫など）でした。これらは、当時のメディアを通じて日本の主婦たちがあこがれた、家電製品に囲まれたアメリカの家庭生活を象徴する生活財でした。しかし、GSレポートにおいて消費の担い手として注目されているのは、一定水準以上の個人所得をもつ有職女性です。この点が以前とは異なっています。

女性の資金力に注目したウーマノミクスのもう1つの側面は、不動産投資や金融商品など金融サービスとの関わりです。少し前までは、単身女性が銀行から住宅ローンを借り入れることはほとんど不可能でした。しかし、女性は男性よりも延滞率や債務不履行が低いことから、今や、女性向けの住宅ローンやその他のローンが数多く販売されています。また、結婚しない女性が増えるにしたがって、単身女性の老後の資金確保に向けた資産運用なども（金融機関による）関心が高まっているとGSレポートは指摘しています。

こうした日本経済にプラスの意味で重大な影響を及ぼす女性たちの就業率が、後で言及しますように、他の先進諸国の女性たちと比較して、相対的に低い水準に留まっています。こうした状況に対して、GSレポートは、日本女性たちの高い就業率の実現を阻む要因として、子どもの保育施設の整備不足を指摘し、その解消策として、費用が安い外国人のベビーシッターの利用を挙げています。そして、外国人のベビーシッターや家事ヘルパーの雇用を認めていない現行の入国管理法の改正を主張しています。

つまり、子どもの育児や家事、そして高齢者のケアを公的な福祉サービスとしてではなくて、個々の家族（女性）がお金を支払って購入することを想定しているわけです。以上が、ウーマノ

ミクスを主張している GS リポートのご紹介です。

国連女子差別撤廃委員会からの緊急の要請

さて、「女性活用」が強調されている外生的な背景のもう 1 つには、国連女子差別撤廃委員会が日本政府に求めている緊急の要請ということがあります。女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（省略して、女子差別撤廃条約）は、1979 年 12 月の（第 34 回）国連総会で採択され、1981 年 9 月 3 日から発効しています。日本は、1985 年にこの条約の締結国となりました。日本は、これまでに 6 回、条約実施状況に関する報告書を国連に提出してきました（第 6 回報告書は 2008 年 4 月に提出）。2009 年 7 月に、国連の女子差別撤廃委員会は日本の条約実施状況に関する第 6 回目の報告書を審議し、勧告を含む総括所見（最終見解）を公表しましたが、それは、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを厳しく指摘する内容のものでした。

とくに厳しい指摘は 2 点あります。1 つは、民法および戸籍法の「差別的な規定の撤廃」が求められている事項です¹⁾。もう 1 つは、「学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意志決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的な特別措置を導入するよう締結国に要請する」というものです。

こうした国連女子差別撤廃委員会による指摘に対して、日本政府は、第二次男女共同参画基本計画で取り入れた「202030（ニイマルニイマルサンジュウ）」を、2011 年の第三次男女共同参画基本計画で一段と強調し、「今後取り組むべき喫緊の課題」として位置づけました。こうした具体的な計画を（2011 年 8 月に）、国連女子差別撤廃委員会に提出したという経緯です²⁾。そして、2014 年の夏に、数値目標を含む進捗状況を報告しなければならないことになっているわけです。

このように、現在の「女性活用」論は、1 つはウーマノミクスの「女性の活用」と、もう 1 つは、日本の現状に対する国連女子差別撤廃委員会からの改善要請といった 2 つの外生的な要因から発せられているとみることができるのではないかと思います。ウーマノミクスの「女性の活用」においては、豊かな個人所得をもつ有職の女性たち、言い換えれば、中産階層の女性たちを想定しているわけですが、現実の日本の女性たちの労働はどのような状況になっているのでしょうか。

2. 女性労働の現状

本日の講座の第 2 の課題に移らせていただきます。ここからは、いくつかの統計資料を用いて、日本女性の労働と生活の現状について検討していきます。

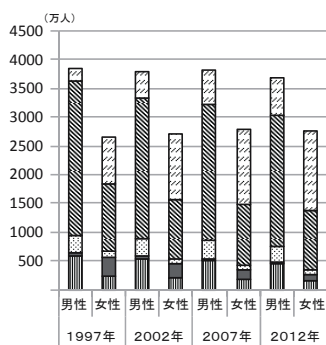
まず、表 1 をご覧下さい。こちらは国勢調査のデータを用いて就業者および雇用者に占める女性比率を示したものです。こちらをみますと、就業者全体は 1995 年の約 6418 万人をピークに、それ以降徐々に減少していますが、企業に雇用される雇用者総数は 2000 年までは上昇傾向を示し

表1 就業および雇用者に占める女性比率

	1985年		1990年		1995年		2000年		2005年		2010年	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
就業者総数	58336129	100.0	61679338	100.0	64181893	100.0	62977960	100.0	61505973	100.0	59611311	100.0
男性	35666614	61.1	37236828	60.4	38546166	60.1	37248770	59.1	35735300	58.1	34089629	57.2
女性	25948429	44.5	24442510	39.6	25635727	39.9	25729190	40.9	25770673	41.9	25521682	42.8
雇用者総数	41404789	100.0	45427778	100.0	48400896	100.0	48763386	100.0	48333630	100.0	46286655	100.0
男性	25948429	62.7	27610747	60.8	28817617	59.5	28417698	58.3	27379081	56.6	25525338	55.1
女性	15456360	37.3	17817031	39.2	19583279	40.5	20345688	41.7	20954549	43.4	20761317	44.9

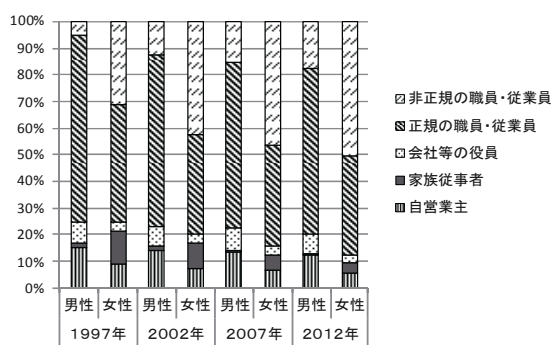
出所) 総務省統計局「国勢調査」(全国) 各年版より筆者作成。

図1-1 従業上の地位の変化 (実数)



注：夫婦と子どものみの世帯。
出所：総務省統計局「就業構造基本調査」(全国編)より筆者作成。

図1-2 従業上の地位の変化 (割合)



注：夫婦と子どものみの世帯。
出所：図1-1に同じ。

ています。こうしたなかで、就業者全体に占める女性比率は2010年時点で42.8%、雇用者総数に占める女性比率は44.9%で50%には届きませんが、男性比率に接近している状況です。

では、女性たちはどのような働き方をしているのでしょうか。図1-1と1-2をご覧ください。小さな図でみえにくいのですが、この15年間に、男性においても正規雇用が減少し、非正規雇用の割合が(1997年の5.3%から2012年の17.6%と)じわじわと上昇傾向にあります(図1-2)。しかし、女性の雇用形態の方がより大きな変化を辿っています。女性の場合、正規雇用の割合が4割台から3割台に減少し、非正規雇用が3割台から5割に劇的に上昇していることがわかります(図1-2)。このことは、女性の正規雇用が非正規雇用へ代替されていることと、女性の雇用増大がもたら非正規雇用者であることを示しています。

女性の働き方でもう1点注目したいのは、家族従事者(自営業主の夫をサポートするといった形の働き方)が1997年の約330万人から2012年110万人と220万人も減少していることです(図1-1)。男性の自営業主が減少するなかで、かつて女性たちの働き方において一定の割合を占めてきた家族従事者の減少が顕著となり、企業に雇用される女性たちが圧倒的多数を占めているという事です。

低年齢児のいる母親の就業率上昇

次に、小さな子どものいる女性の働き方に注目したいと思います。日本では低年齢の子どもをもつ母親の就業が長く抑制されてきましたが、最近では大きな変化が生じています。表2をご覧ください。この表は、夫婦と子どもからなる世帯だけを取り上げ、末子の年齢別に母親の就業率を示したものです。この10年の間に、小学校入学前の子どもを持つ母親の就業率は上昇しており、末子3歳未満の子どものいる世帯の母親の就業率は41.5%、末子3歳から5歳の場合では、54.6%となっています。末子が小学生になりますと、64.8%の母親が就業しています。母親の就業がとくに増えたのは、末子3歳未満の子どものいる世帯で、約101万世帯の母親が就業しているという現状です（13.9%の上昇率）。

しかも、表3にみられるように、女性全体の働き方の動向と異なって、とくに、末子3歳未満の母親の正規雇用比率が高くなっています。実数で言いますと、2002年の約35万人から約55万人と約20万人増えています。このことは、末子3歳未満の子どものいる母親の場合、出産後も就業継続が可能な雇用形態が正規雇用に限定されるといった状況が背景にあるのかもしれませんが。

小さな子どものいる母親の就労の増大は、子どもをケアする保育サービスの需要を高めています。ちなみに、2003年に制定された少子化社会対策基本法（第7条）の規定に基づく大綱として2010年に制定された「子ども・子育てビジョン」では、保育所待機児童の解消について取り上げています。そこでは、「公的保育サービスの利用割合」について「潜在的な保育需要」を含めて、

表2 末子の年齢別母親の就業率の変化

	3歳未満		3-5歳		6-11歳	
	母親就業世帯数	母親の有業率	母親就業世帯数	母親の有業率	母親就業世帯数	母親の有業率
2002年	703100	27.6%	686700	43.4%	1342300	58.8%
2012年	1012100	41.5%	862700	54.6%	1596400	64.8%
増加	309000	13.9%	176000	11.2%	254100	6.0%

注：夫婦と子どもだけの世帯。

出所：総務省統計局「就業構造基本調査」より筆者作成。

表3 末子の年齢別にみた母親の就労形態

	3歳未満			3-5歳			6-11歳		
	2002年	2012年	増加 (率の増加)	2002年	2012年	増加 (率の増加)	2002年	2012年	増加 (率の増加)
有業世帯数 (比率)	703100 (100.0)	1012100 (100.0)	309000	686700 (100.0)	862700 (100.0)	176000	1342300 (100.0)	1596400 (100.0)	254100
うち正規雇用者 (比率)	349400 (49.7)	556700 (55.0)	207300 (5.3%)	203100 (29.6)	292800 (33.9)	89700 (4.3%)	302900 (22.6)	391200 (24.5)	88300 (1.9%)
うち非正規雇用者数 (比率)	218900 (31.1)	384500 (38.0)	165600 (6.9%)	323100 (47.1)	496900 (57.6)	173800 (10.5%)	742800 (55.3)	1080400 (67.7)	337600 (12.4%)

注：夫婦と子どもだけの世帯。

出所：表2に同じ。

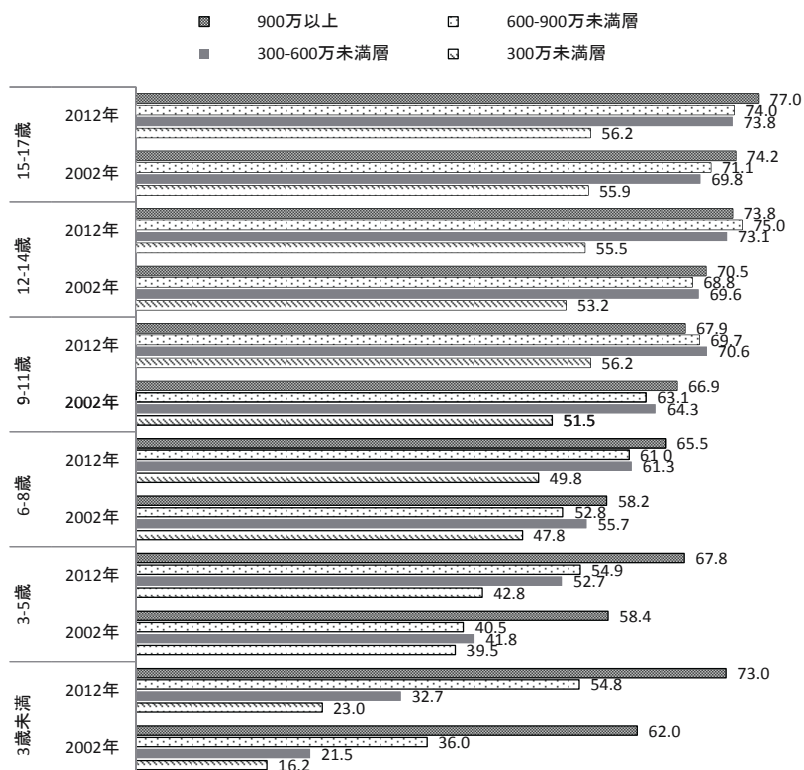
2017年には44%に達すると見込んでいます。そして、2014年度までに「35%の保育サービス提供割合を目指す」と明記しています。しかし、この目標が達成されたとしても、みてきましたような母親の就業率の状況からいたしますと、保育所に入れない子どもたちが数多く出てしまう可能性が大きいのではないかと思います。

世帯所得階層別母親の就業率

次に、世帯収入階層別および末子の年齢別に母親の就業状況を見たものが図2です。子どもの年齢にかかわらず、世帯収入が相対的に高い層ほど母親の就業率は高く、世帯収入が相対的に低い世帯ほど母親の就業率は低くなっています。こうした傾向はこの10年間でより一層強まっています。

とくに、末子が小学生から中高校生の場合、世帯所得階層間の母親の就業率の格差は20%以下に留まっているのに対して、年少児のいる世帯の場合は、かなり様相が異なっています。例えば、3歳未満の子どものいる世帯で世帯収入が300万円未満層の母親の就業率は（2012年の数値で言

図2 末子の年齢別世帯所得階層別母親の就業率



注：夫婦と子どものみの世帯。
出所：図1-1に同じ。

いますと) 23%、300-600万円未満層の場合 32.7%、600-900万円未満層の場合 54.8%、900万円以上層の場合 73%といったように、母親の就業率が相対的低所得層と相対的高所得層の間で50%も違いがあります。また、小学校入学前の子どもがいる世帯の場合、同様にいいますと、42.8%、52.7%、54.9%、67.8%と、第1と第4の所得階層の就業率が依然として25%の開きがあります。

以上のように、一般的な統計資料からわかりますことは、子どものいる母親の就業が増大していること、とりわけ年少児の子どものいる世帯の母親の就業が急速に進んでいること、世帯所得が相対的に高くなるに従って母親の就業率が高くなる傾向にあるということです。さて、こうした実態は何を示唆しているのでしょうか。

この点に関連して、過去を振り返ってみますと、高度経済成長期に形成された日本の労働市場では、新規学卒一括採用、終身雇用、年功賃金、企業内福祉を内容とする日本型雇用が大企業男性労働者を中心に展開され、こうした条件を経済基盤とした家族形成や生活設計が行われてきたと言われています。なかでも、日本型雇用を前提にして、生活費を稼ぐのは夫で、家庭内の仕事は妻が担うといった性別分業型家族が大企業労働者を中心に広範囲に普及してきました。

しかし、性別分業型家族の経済的基盤は、日本企業のグローバル化および経済改革による規制緩和や行財政改革などを経て、いまや大きな変容を遂げています。この変化は、正規雇用者の減少、非正規雇用者の増大、(本講座では直接触れませんが) 失業者の増大といった現象が引き金となっています。そして、非正規雇用者と失業者の増大は、雇用者間の激しい競争をもたらし、正規雇用者をも巻き込んだ形での待遇の低下をもたらしています。

このような男性(夫)の雇用と所得をめぐる社会環境の変化に伴って、仕事を辞めずに継続する既婚女性が増えたということではないでしょうか。とりわけ、こうした傾向は小さな子どもをもつ女性(母親)の顕著な変化に現れているように思われます。

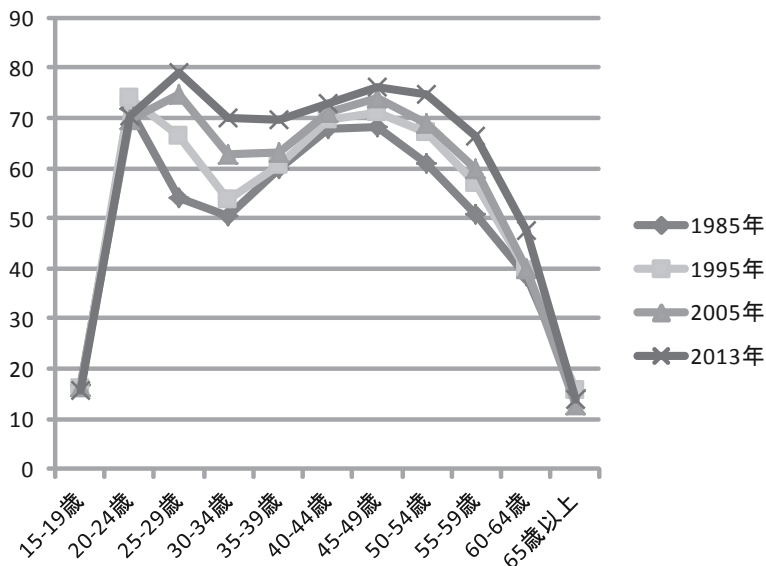
女性の労働力率の変化

図3をご覧ください。こちらは、年齢別にみた女性の労働力率の変化を図示したものです。M字型カーブの底の部分が徐々に上昇していることがわかります。これまで、女性の就労は20代後半から30代にかけて結婚・出産・育児のために労働市場からいったん退出し、子育てが一段落した後に再び労働市場に復帰するというパターン(M字型雇用=中断再就職型雇用)でした。しかし、先ほどからみてみましたように、最近では、子育て中の女性(母親)たちの就労が以前よりも増大しています。そして、繰り返しになりますが、この年齢層以外の労働力率も全体的に上昇してきています。

続いて、5カ国比較に留まりますが、国際比較の観点から年齢別にみた女性の労働力率を比較したものが図4です。日本女性のM字型就業は、ヨーロッパでも1970年代には見られた現象ですが、今日ではほとんど見られなくなっています。

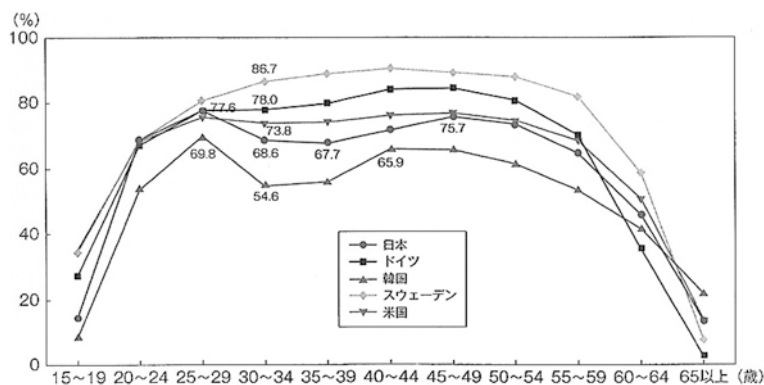
福祉国家として有名でかつ女性の労働力率が高いスウェーデンと比較しますと、日本の実態（M字カーブが残っている状況）がよくわかります。スウェーデン女性の労働力率は、30歳代前半が86.7%で日本（68.6%）よりも20%近くも高くなっています。スウェーデンの女性全体の働き方は、男性と同様の型になっています。

図3 日本女性の労働力率の変化



注：労働力率は15歳以上人口に占める就業者と完全失業者（求職活動を行っている人）の割合。
出所：厚生労働省「平成25年版 働く女性の実情」（付表3「年齢別労働力率の推移」p.77）から引用して筆者作成。

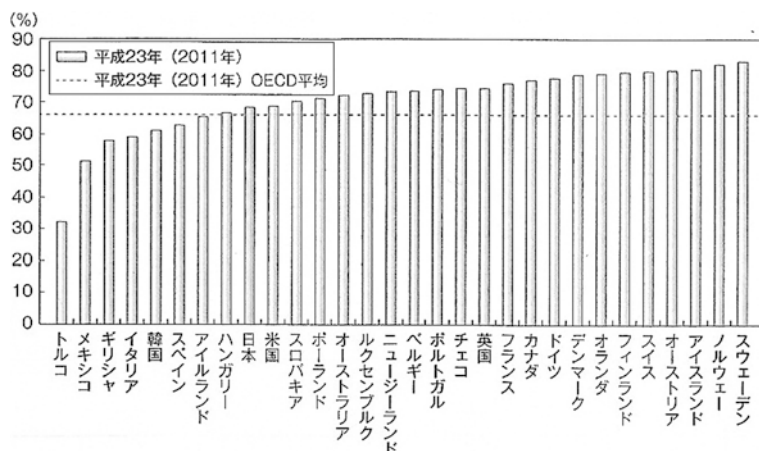
図4 先進諸国における女性の労働力率



(備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。
2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
3. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成24年）、その他の国はILO「LABORSTA」、ILOSTATより作成。
4. 日本は2012（平成24）年、その他の国は2010（平成22）年の数値（ただし、ドイツの65歳以上は2008（平成20年））。

出所：内閣府「平成25年版 男女共同参画白書」（p.71）より引用。

図5 先進諸国における女性の就業率（25-54歳）



(備考) 1. OECD "Employment Outlook 2012"より作成。
2. 就業率は「就業者数/人口」で計算。

出所：内閣府「平成25年版 男女共同参画白書」(p.72)より引用。

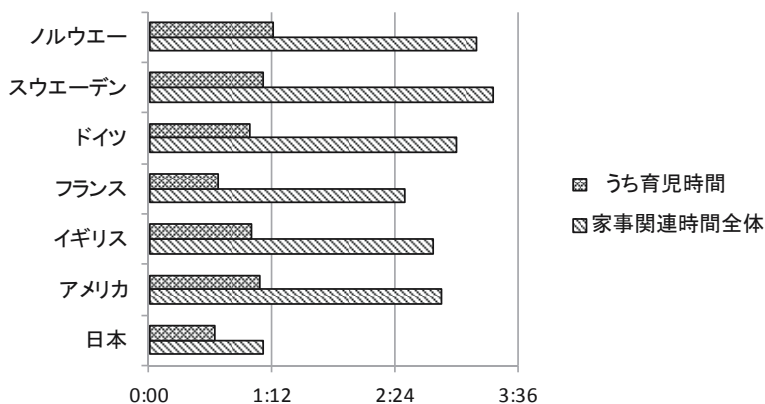
次いでに、OECD（Organization for Economic Cooperation and Development: 経済協力開発機構）に加盟している30カ国の25歳から54歳までの女性たちの就業率を示したものが図5です。図の右側に進むに従って、就業率の高い国となっています。点線が就業率の平均値を示しています。日本はOECD諸国の平均値を若干上回っていますが、順位は下から9番目で相対的に低い就業率となっています。女性の就業率が80%を超えて上位に位置しているのは、スウェーデン、ノルウェー、アイスランドといった北欧諸国です。

女性の高労働力率を支える男性の家事・育児労働

女性たちの就業率に関する国際比較と並んで見ておきたいのが図6です。こちらは、就学前の子ども（6歳未満）のいる父親の休日を含む週1日あたりの家事・育児関連時間に関する7カ国比較を示したものです。日本の男性の家事・育児関連時間は1時間7分で、そのうち39分が育児関連時間となっています。横棒グラフの長さが端的に示しておりますように、日本の男性の家事・育児関連時間は非常に短く、7カ国の男性たちの3割から4割程度に留まっています。

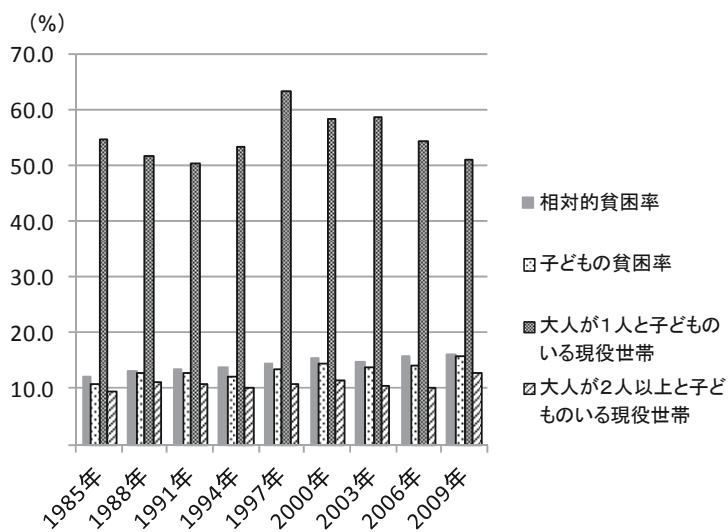
他方、女性の労働力率が高いノルウェーやスウェーデンの男性の家事・育児関連時間は3時間を超えています。北欧諸国において女性が男性と同じ働き方ができる背景には、家事育児を同等に分担する男性の存在があるからなのです。そうした男性の働き方や暮らし方を広く社会が承認し支持しているということです。

図6 6歳未満児のいる父親の家事・育児関連時間（1日あたり）



引用：内閣府「平成25年版 男女共同参画白書」(p.87)より

図7 日本の相対的貧困率の推移



出所：厚生労働省（2011）「平成22年 国民生活基礎調査の概況」より引用して筆者作成

3. 「ウーマノミクス」の対極にある女性と子どもの貧困

さて、私に与えられた時間が残り少なくなってきましたので、最後に、日本の女性たちが直面している経済的な困窮について述べておきます。

まずは、図7をご覧ください。この図は3年に1度の間隔で実施される大規模な国民生活基礎調査データ（厚生労働省）に基づいて政府が発表している日本の相対的貧困率の変化を示しています。相対的貧困率といいますのは、一定基準（相対的貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人（または世帯）の割合を指しています。この算出方法は OECD の基準に基づいています³⁾。

2003年を除いて、貧困率は年々上昇しており、2009年時点で全体では（個人で見ますと）16.0%、子どもに限定しますと15.7%となっています。1985年を起点とした場合、全体よりも子どもの貧困率の上昇がやや高くなっています。いずれの場合も6人に1人くらいの割合で相対的貧困に陥っている状況です。

図7の中の子どもがいる現役世帯（「世帯主」の年齢が18歳以上65歳未満、子どもの年齢は17歳以下）に注目しますと、子どものいる世帯のなかでも大人が1人の世帯の貧困率が際だって高くなっています。この世帯の貧困率は1997年の63.1%をピークにその後はわずかながら低下していますが、半数以上が貧困状態となっています。大人が1人で子どものいる世帯といいますと、母親と子ども、または父親と子どもの世帯ということになります。ただ、先進国に共通している傾向としては、子どものいる現役世帯で大人が1人の世帯の8割以上が母親と子どもの世帯が占めています。ですから、大人が1人・子どものいる世帯といいますのは、母親と子どもの世帯というように理解しても間違いではないと考えます。

日本のひとり親（母親と子どもの）世帯の貧困率に関連してもう1つの統計をご覧ください（表4）。この表はOECDのデータベースからダウンロードしたもので、世帯類型別および親の就業状況別にみた子どもがいる世帯の貧困率が示されています。日本の場合、就業しているひとり親世

表4 先進諸国における親の就業状況と子どもの貧困率

	ひとり親		カップル			子供のいる世帯全体
	不就業	就 業	不就業	1人働き	2人（以上）働き	
オーストラリア	73.1	14.4	67.5	10.3	1.9	12.5
オーストリア	58.8	16.9	47.9	13.1	2.2	6.7
ベルギー	67.0	16.9	63.4	15.5	1.0	10.5
デンマーク	26.7	5.6	30.5	9.3	0.9	3.0
フィンランド	43.0	6.8	43.2	7.3	1.4	3.7
フランス	49.7	18.4	24.8	11.4	2.9	8.7
ドイツ	54.0	23.8	16.4	2.5	0.5	7.1
イタリア	84.2	27.0	84.7	29.2	5.6	16.6
日本	50.4	50.9	36.0	13.6	11.8	14.6
ルクセンブルク	60.2	41.6	34.6	16.8	3.8	9.9
オランダ	58.2	22.6	66.4	15.4	2.0	7.9
スペイン	84.6	23.9	73.4	27.1	7.5	18.9
スウェーデン	56.7	10.9	58.4	18.2	1.2	6.9
イギリス	27.8	4.8	30.3	8.6	1.0	9.2
アメリカ	90.7	31.1	86.9	28.1	5.8	18.6
OECD平均	58.0	20.9	53.6	18.6	4.1	11.6

注：表示している数値は稼働年齢層の世帯における子どもの貧困率である。就業状況別貧困率は2008年時点、子どものいる世帯全体の貧困率は2010年時点の数値である。

出所：OECD, Family database, 2014より引用。

帯の貧困率が不就業のひとり親世帯のそれよりも若干ながら高いという結果となっています。これは他の先進諸国と逆転した状況を示しています。

他の国々はどうかといいますと、例えばイギリスの場合はひとり親とふたり親ともに不就業世帯の貧困率は30%前後ですが、親が就業すると貧困率は23%前後も低下し、さらにふたり親世帯で共働きをすると貧困率は1%まで下がっています。世帯の中の1人が仕事に就いている場合および就業人数が増えるに従って、貧困率が確実に低下しています。言い換えますと、イギリスの場合は、無業と貧困との非常に強い関係を示唆しているわけですが、日本の場合は必ずしもそうとはいえない状況です。

日本のひとり親（母親と子どもの）世帯の場合、母親は就業しているけれども、所得の貧困に直面している割合が非常に高いということです。メディアなどを通じてお聞きになっている方も多いかと思いますが、ワーキング・プアというのは、日本の場合、ひとり親（母親と子どもの）世帯がその典型であるということがわかります。

このことは、日本の働く女性の経済力について考える際に考慮すべき重要な視点を提供しているように思います。最初に言及いたしましたウーマノミクスな「女性活用」には、こうした母親と子どもの貧困がどのようにみえているのでしょうか。

母親と子どもの貧困を軽減するには、所得で購入する福祉サービスではなく、母親の就労をサポートする公的なケアサービス（保育や学童期の子どものケア）や母親の低収入を補足する所得保障制度など公的支援が欠かせないというのが現状です。

いずれにいたしましても、ウーマノミクスな「女性活用」にはいろいろな問題点が含まれているように思います。

長時間のご静聴、まことにありがとうございました。

注：

- 1) 国連・女子差別撤廃委員会（2009年7月）から厳しく指摘された民法に関わる諸点は、男女共に婚姻適齢を18歳に、女性のみ課せられている6か月の再婚禁止期間の廃止および嫡出でない母親に対する民法および戸籍法の差別的規定の撤廃である。
- 2) 「第三次男女共同参画計画 成果目標」としては、例えば「政治分野」では「衆議院議員の候補者に占める女性の割合」は目標として2020年には30%（2009年の現状は16.7%）、参議院議員の候補者に占める女性の割合は目標として2020年には30%（2010年の現状は22.9%）。「雇用の分野」では「民間企業の課長相当職以上に占める割合」は目標として2015年には10%（2009年の現状は6.5%）、「学術分野」として「大学の教授等に占める女性の割合」は目標として2020年には30%（2009年の現状は16.7%）など各分野において期限を設けた目標値が設定されている（内閣府男女共同参画局「女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント〈仮訳〉2011年8月より抜粋引用）。

3) OECD で採用されている相対的貧困かどうかを判断する貧困基準（貧困線）は、世帯の可処分所得（勤め先収入および児童手当や他の社会手当を含む収入から税金や社会保険料を控除したいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額を指す。

文献：

朝日新聞「女性活躍支援 国連で演説」2013年9月24日付朝刊。

エスピン＝アンデルセン，G／大沢真理監訳（2011）『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割』岩波書店。

海妻径子（2013）『『女性の活用』の矛盾』「女たちの21世紀」No.75。

ゴールドマン・サックス・グループ（2005）「ウーマノミクス：日本の含み資産」。

ゴールドマン・サックス・グループ（2010）「ウーマノミクス：待ったなし」。

厚生労働省（2014）「ひとり親家庭の支援について」（厚生労働省 HP）。

内閣府男女共同参画局（2009）「（仮訳）女子差別撤廃委員会の最終見解」。

日本経済新聞「首相『女性重視』前面に」2013年9月27日付朝刊。

箕輪明子（2013）「新自由主義時代の家族の多就業化と新しい家族主義の登場」『現代思想』Vol.41-12。

室住眞麻子（2012）「隠れる女性の見えない貧困」橘木俊詔編『福祉 + α シリーズ 1 格差社会』ミネルヴァ書房。

室住眞麻子（2013）「女性の貧困」木村涼子・伊田久美子・熊安貴美江編『よくわかるジェンダー・スタディーズ』ミネルヴァ書房。

室住眞麻子（2013）「生活保護世帯の家計・生活構造—母子世帯を中心に」埋橋孝文編『福祉 + α シリーズ 4 生活保護』ミネルヴァ書房。

室住眞麻子（2015）「子どもの貧困と母親の就業」埋橋孝文・矢野裕俊編『子どもの貧困／不利／困難を考える I』ミネルヴァ書房。

本稿は2013年度帝塚山学院大学・助大阪狭山市文化振興事業団主催国際理解公開講座（後期）「日本女性の自立を考える ～ウーマノミクスの足元～」(第3回：2014年3月22日)の講演原稿を加筆修正したものである。